

平成 18 年度における福祉サービス第三者評価手法等を一部改正します。

ポイント1

事業所の皆様が、より適切な理解に基づき評価が実施できるよう、評価機関による評価手法等の基本的事項に関する事前説明を義務づけしました。

評価機関は、「事前説明確認書」により、利用者調査開始前までに事業者に対し説明を行います。その後、評価機関が当該書面により説明を行ったこと及び事業者の皆様が当該書面により説明を受けたことを確認し双方が記名押印のうえ、評価機関は記名押印後の事前説明確認書の写しを事業者の皆様に交付することにしました。

ポイント2

評点基準に対する正確な理解を促進するため、A+に関する表現を改めました。

A+に関する評点基準の表現を「標準項目をすべて満たした上で、標準項目を超えた取り組みがある状態」から「別に定める定義に該当するA+の取り組みがある状態」へと改めます。評点の位置づけの変更はありません。

ポイント3

評価の開始時期を17年度の「6月1日」から例年どおりの「4月1日」へと戻しました。

17年度は評価基準の大幅な改正により、その周知期間を確保するため評価の開始時期を6月1日としましたが、18年度は大幅な改正を伴わないため、例年どおり4月1日から評価を開始していただくことができます。

東京都福祉サービス評価推進機構

財団法人 東京都高齢者研究・福祉振興財団

事業部評価支援室

TEL 03 - 5206 - 8750